

# 告示

## 埼玉県告示第千三百五十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

令和二年十一月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	開設者名	サービスの種類	指定年月日
早川薬局	比企郡小川町 大塚二二七 四	株式会社グラ ンドール	介護予防居宅 療養管理指導	令和二年十一月 一日
リーフ薬局	所沢市松葉町 二四―三新所 ビルO・T・A ビル一階	有限会社トウ キライズ	居宅療養管理 指導 介護予防居宅 療養管理指導	令和二年九月一 日
ホッとライフ薬 局	久喜市古久喜 二六―一	有限会社ア ンリアル ファプラン ング	居宅療養管理 指導 介護予防居宅 療養管理指導	令和二年十月一 日